

失語症とは…

失語症とは、脳の病気やケガなどで言葉に関わる脳の部位が傷つくことにより、「話す」「聴いて理解する」「読む」「書く」といったことが不自由になる障害です。

言葉が浮かばない、相手の言葉が理解できない、文字が読めない・書けない等、様々な症状があります。

言葉は、社会生活を送る上でとても大切なものです。失語症になると、周囲の人との交流が減って孤立し、自信が持てずに大きな不安を抱える方もいます。

また、自分の障害を周囲の人に理解してもらうことがさらに困難になるなど、その方の生活や人生に大きな影響を及ぼします。

豊島区では
失語症の人の社会参加を
お手伝いしていきます



問い合わせ先

豊島区立心身障害者福祉センター

豊島区目白5-18-8

電話 03-3953-2811

FAX 03-3953-9441

メール A0015702@city.toshima.lg.jp

(月～金 8:30～17:00 土日祝除く)



豊島区
失語症の人の
コミュニケーション
支援事業



失語症の方が参加する団体及び
失語症の方に
地域での自立生活及び
社会参加を促すことを目的に
豊島区がコミュニケーション
支援者を派遣します。

派遣対象

コミュニケーション支援者の派遣には、以下の2種類があります。

(1) 団体派遣

対象：区内に活動の本拠を置き、区内在住の失語症の方が参加し、失語症の方の自立生活及び社会参加を促す団体
*区民1名に対し、原則1名のコミュニケーション支援者を派遣します。

(2) 個人派遣

対象：区内在住の失語症の方
*障害者手帳の有無は問いません。

意思疎通支援が必要な場面に、コミュニケーション支援者を派遣します。

派遣時間

午前9時から午後5時 *個人派遣は平日のみ
1日6時間を限度

派遣先

豊島区内(外出時は東京都内に限る。)

利用できる場面の例

会合・会議等、公共機関、病院、買い物、公共交通機関利用時、社会参加の場面等でのコミュニケーション支援
(政治・宗教活動、営利を目的とする活動を除く。)

利用料

無料

*支援中の支援者に係る交通費、入場料等は、利用者または利用団体にご負担頂きます。

利用方法

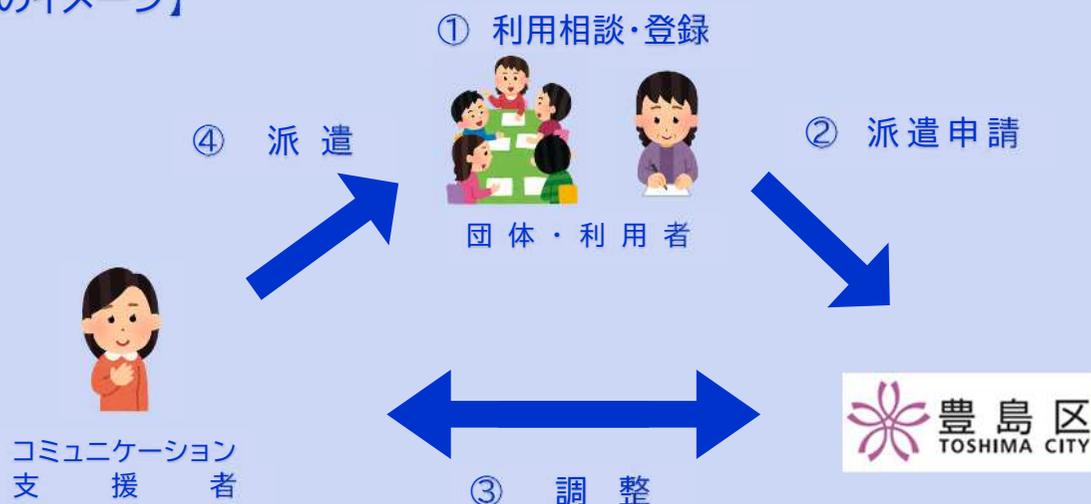
利用登録後、派遣申請をして頂きます。

利用の流れ



*まずは心身障害者福祉センターまでお問合せください。

【派遣のイメージ】



コミュニケーション支援者とは

失語症の方と他者とのコミュニケーションの橋渡しを行います。豊島区では、次のいずれかに該当する方が、コミュニケーション支援者として登録しています。

- (1) 言語聴覚士
- (2) 東京都が実施する「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会(必修基礎コース)」修了者
- (3) (2)と同等の技量を有する方(失語症会話パートナー等)

*上記に該当する方で、登録を希望される方は、心身障害者福祉センターまでお問い合わせください。